別表十二（十六）　記載要領

1　この表は、法人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。）附則第68条（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の３第３項から第６項まで（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年改正法附則第83条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の43の３第３項若しくは第４項（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「均等益金算入額 ⑶×$\frac{\text{⑷}}{\text{36、48又は60}}$ 」　⑷　の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　目標到達期間の月数（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号。⑴において「平成29年改正令」という。）附則第20条（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第32条の４第２項第１号（特定事業再編投資損失準備金）又は平成29年改正令附則第27条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の72の３第１項第１号（特定事業再編投資損失準備金）に規定する目標到達期間の月数をいう。⑵において同じ。）が48未満である場合には、「、48又は60」を消すこと。

⑵　目標到達期間の月数が48以上60未満である場合には、「36、」及び「又は60」を消すこと。

⑶　⑴及び⑵の場合以外の場合には、「36、48又は」を消すこと。

⑷　分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載すること。

別表十一(十七)の表中「平　・　・／平　・　・」を「　・　・／　・　・」に改め、同表の記載要領中「青色申告書を提出する」を削る。

別表十一(十八)の記載要領中「青色申告書を提出する」を削る。

別表十一(十九)を削る。

別表十三(一)の表中「昭／平　・　・」を「　・　・」に、「同上以外の場合の取りくずし額」を「⑱及び⑲以外の取崩額」に改める。

別表十三(二)の表中「昭／平　・　・／昭／平　・　・」を「　・　・／　・　・」に改め、同表の記載要領第１号中「の益金又は損金算入」を削る。

別表十三(三)の表中「平　・　・／昭／平　・　・／昭／平　・　・」を「　・　・／　・　・／　・　・」に改め、同表の記載要領中「の益金又は損金算入」を削る。

別表十三(五)の表中「昭／平　・　・｜昭／平　・　・｜昭／平　・　・｜昭／平　・　・｜平　・　・／平　・　・」を「　・　・｜　・　・｜　・　・｜　・　・｜　・　・／　・　・」に、「平　・　・」